

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年9月30日 政令第259号)

新旧対照

(傍線の部分は改正分部分)。

改正後 (最終改正 平成 22 年 3 月 25 日政令第 41 号)	改正前 (最終改正 平成 19 年 3 月 30 日政令第 111 号)
(手数料)	(手数料)
第 31 条	第 31 条
2 法第 49 条第 2 項 に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。	2 法第 49 条第 2 項 に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。
(1) <u>独立行政法人酒類総合研究所</u>	(1) 削除
(2) 独立行政法人国立科学博物館	(2) 独立行政法人酒類総合研究所
(3) 独立行政法人物質・材料研究機構	(3) 独立行政法人国立科学博物館
(4) 独立行政法人放射線医学総合研究所	(4) 独立行政法人物質・材料研究機構
(5) 独立行政法人国立美術館	(5) 独立行政法人放射線医学総合研究所
(6) 独立行政法人国立文化財機構	(6) 独立行政法人国立美術館
	(7) 独立行政法人国立文化財機構
	(8) 削除
(7) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所	(9) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
(8) 独立行政法人農林水産消費安全技術センタ	(10) 独立行政法人農林水産消費安全技術センタ
—	—
	(11)及び(12) 削除
(9) 独立行政法人水産大学校	(13) 独立行政法人水産大学校
(10) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究	(14) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究

機構

- (11) 独立行政法人農業生物資源研究所
- (12) 独立行政法人農業環境技術研究所
  
- (13) 独立行政法人国際農林水産業研究センター
  
- (14) 独立行政法人森林総合研究所
- (15) 独立行政法人水産総合研究センター
- (16) 独立行政法人産業技術総合研究所
- (17) 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- (18) 独立行政法人交通安全環境研究所
- (19) 独立行政法人海上技術安全研究所
- (20) 独立行政法人海技教育機構
- (21) 独立行政法人国立環境研究所
- (22) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (23) 独立行政法人国立病院機構
- (24) 独立行政法人国立がん研究センター
- (25) 独立行政法人国立循環器病研究センター
- (26) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
  
- (27) 独立行政法人国立国際医療研究センター
- (28) 独立行政法人国立成育医療研究センター
- (29) 独立行政法人国立長寿医療研究センター

機構

- (15) 独立行政法人農業生物資源研究所
- (16) 独立行政法人農業環境技術研究所
  
- (17)及び(18) 削除
  
- (19) 独立行政法人国際農林水産業研究センター
  
- (20) 独立行政法人森林総合研究所
- (21) 独立行政法人水産総合研究センター
- (22) 独立行政法人産業技術総合研究所
- (23) 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- (24) 独立行政法人交通安全環境研究所
- (25) 独立行政法人海上技術安全研究所
- (26) 独立行政法人海技教育機構
- (27) 独立行政法人国立環境研究所
- (28) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (29) 独立行政法人国立病院機構

附 則（平成22年3月25日政令第41号）抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 本条文は横書きとしたため、公布条文中数字は算用数字を用い、各条中の号数を(1)、(2)、(3)・・・と置き換えた。